（人事統計報告に関する内閣官房令の一部改正）

第三条　人事統計報告に関する内閣官房令（昭和四十一年総理府令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（休職状況統計報告） **第二条**　休職状況統計報告は、七月一日現在における職員の休職、派遣及び休業の状況について、次の各号に掲げる職員数を調査集計し、別記様式第二により、八月三十一日までに作成するものとする。 ［一～八　略］ 九　令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和四年法律第十五号）第十五条第一項の規定により派遣されている職員 十　［略］ 十一　［略］ 十二　［略］	（休職状況統計報告） **第二条**　休職状況統計報告は、七月一日現在における職員の休職、派遣及び休業の状況について、次の各号に掲げる職員数を調査集計し、別記様式第二により、八月三十一日までに作成するものとする。 ［一～八　同上］ ［号を加える。］ 九　［同上］ 十　［同上］ 十一　［同上］

様式第2

休職状況統計報告

官署名		年７月１日現在	作成責任者官職氏名

事由		職員数	備考
休職			
派遣（計）			
	国際機関派遣		
	交流派遣		
	法科大学院派遣		
	弁護士職務経験		
	福島相双復興推進機構派遣		
	福島イノベーション・コースト構想推進機構派遣		
	オリンピック・パラリンピック組織委員会派遣		
	国際博覧会協会派遣		
	国際園芸博覧会協会派遣		
休業（計）			
	育児休業		
	自己啓発等休業		
	配偶者同行休業		
総計			

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行する。